

各高齢者福祉施設等管理者 様

福島県保健福祉部長  
(公印省略)

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策の  
徹底（インフルエンザ流行期に備えた対応等）について（通知）

このことについては、令和 2 年 3 月 8 日付け福島県保健福祉部長通知、令和 2 年 3 月 1 9 日付け福島県保健福祉部長通知、令和 2 年 4 月 2 日付け福島県保健福祉部長通知、令和 2 年 5 月 1 2 日付け福島県保健福祉部長通知、令和 2 年 7 月 2 8 日付け保健福祉部長通知、及び令和 2 年 9 月 1 日付け保健福祉部長通知で周知しているところですが、県内での感染者の発生が続く中、これからのインフルエンザの流行期に備え、改めて、感染防止対策に万全の対策を講じていただきますよう、お願いいたします。

また、面会については、令和 2 年 7 月 1 日付けにて、保健福祉部長通知〈面会制限下の対応事例〉を通知しておりますが、今般、1 0 月 1 5 日付け厚労省事務連絡において、「面会を実施する場合の留意事項」が示されたことを踏まえ、本県作成の「面会者チェックシート」を追加・修正しましたので、国の事務連絡とともに活用され、面会時における感染防止対策の徹底を改めてお願いいたします。

記

## 1 インフルエンザの流行期に備えた感染防止対策の再徹底

- 各施設等で作成しているガイドラインやチェックリスト等を活用した対策の再確認（全職員への周知）
- 受診・相談体制の見直し（別紙：広報資料提供）
  - ・発熱等の症状がある場合は、まずはかかりつけ医等に相談
  - ・かかりつけ医を持たない場合は、「受診・相談センター」に相談

## 2 面会時の「チェックシート」の追加・修正

- 面会者チェックシート（別紙 B-1）に項目追加
- 面会時における施設側の対応チェックシート（別紙 B-2）新たに追加（参考）

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）  
令和 2 年 1 0 月 1 5 日付け厚労省事務連絡（Vol. 8 8 1）のうち、「面会を実施する場合の留意事項」（抜粋）

(事務担当 高齢福祉課 西谷 電話024-521-7162)